

## 長野県居住支援協議会 会則

### (名称)

第1条 本会は、長野県居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

### (目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、長野県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業に関すること。

### (組織)

第4条 会長、会員及び幹事は次のとおりとする。

- 一 会長は、長野県建設部建築住宅課長をもって充てる。
  - 二 会員は別表1のとおりとし、本会の目的に賛同し、加入を希望する者は、その名称、所在地、連絡先について本会に届出を行い、本会の承認を得なければならない。なお、国の行政組織または地方公共団体及び長野県の指定を受けた居住支援法人より当該届出があった場合はこの限りでない。
  - 三 幹事は、別表2の職にある者をもって充てる。
- 2 会長、会員及び幹事の職務は、次のとおりとする。
- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
  - 二 会員は、会務の執行にあたる。
  - 三 幹事は、協議会の所管業務について会員を補佐する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。ただし、会員から請求があった場合は、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数等)

第6条 会議は、会員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

3 会長は、必要に応じて、会員以外の者にオブザーバとして出席を求めることができる。

4 会長が必要と認めるときは、書面により会議を開催することができる。

(部会)

第7条 本会には、専門的な事項を検討協議するための部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、別表3のとおりとする。

(秘密の厳守)

第9条 会員は、第3条の活動の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が定める。

附 則 この会則は、平成28年3月23日から施行する。

附 則 この会則は、平成30年6月13日から施行する。

附 則 この会則は、令和元年8月26日から施行する。

附 則 この会則は、令和3年5月31日から施行する。

附 則 この会則は、令和3年9月22日から施行する。

附 則 この会則は、令和4年2月28日から施行する。

附 則 この会則は、令和5年9月25日から施行する。

別表1（第4条関係）

長野県居住支援協議会 会員一覧

区分	会員
不動産関係団体	公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会 長野県本部 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 長野県支部連合会 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 長野県支部
福祉関係団体	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会 社会福祉法人 小海町社会福祉協議会 社会福祉法人 信濃福祉 特定非営利活動法人 みっしえるくらぶ
保護観察所 矯正施設	長野保護観察所 長野刑務所 松本少年刑務所 有明高原寮
地方公共団体	長野市、茅野市 長野県

別表2（第4条関係）

長野県居住支援協議会 幹事一覧

長野県 県民文化部 文化政策課 多文化共生・パスポート室長	長野県 県民文化部 人権・男女共同参画課
長野県 県民文化部 こども若者局 次世代サポート課長	長野県 県民文化部 こども若者局 こども・家庭課長
長野県 健康福祉部 健康福祉政策課長	長野県 健康福祉部 地域福祉課長
長野県 健康福祉部 保健・疾病対策課長	長野県 健康福祉部 介護支援課長
長野県 健康福祉部 障がい者支援課長	長野県 建設部 建築住宅課 公営住宅室長

別表3（第8条関係）

長野県居住支援協議会 事務局

長野県 建設部 建築住宅課
---------------